

郡山市住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報管理要綱

平成14年8月5日制定

平成17年11月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成25年11月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

[市民部市民課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の利用及び提供(以下「本人確認情報処理事務」という。)の業務を行うに当たり、住基ネットのセキュリティに関する基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住基ネット コミュニケーションサーバ(都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第13条第3項の規定による通知をいう。)を行うための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。)、都道府県サーバ(市町村長から本人確認情報の通知及び転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに都道府県知事(法第30条の6に規定する都道府県知事をいう。以下同じ。))にあっては、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に本人確認情報の通知を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機をいう。)、機構サーバ(都道府県知事から本人確認情報の通知を受け、本人確認情報の記録、保存を行うための機構の使用にかかる電子計算機をいう。)、端末機、電気通信関係装置(ファイアウォールを含む。以下同じ。)、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。)を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を機構に通知し、並びに都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステムをいう。
- (2) ファイアウォール ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機をいう。
- (3) 情報資産 住基ネットに係る全ての情報(データを含む。)及び情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び磁気ディスク等をいう。以下同じ。)の総称をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、保全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 重要機能室 コミュニケーションサーバ、電子計算機、磁気ディスク等を保管する室をいう。
- (6) 従事者 郡山市職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員(以下「郡山市職員等」という。)のうち情報セキュリティ管理者が決定した、本人確認情報処理事務に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、住基ネットの運用又はソフトウェアの開発業務を委託したときは当該業務の受託業者(以下「受託者」という。)の担当者がその任務を遂行する場合においても適用する。

(基本方針)

第4条 本人確認情報処理事務に携わる者は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることから、法令等の遵守はもとより、次条から第7条までに規定する基本原則により、本人確認情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用及び提供)

第5条 本人確認の利用及び提供の業務は、法令等の定める事由でなければならない。

(正確性の確保)

第6条 本人確認情報は、常に最新かつ正確な状態に保たなければならない。

(安全性の確保)

第7条 本人確認情報の取り扱いについては、漏えい、滅失又はき損の防止に努め、適正に行わなければならない。

(最高情報セキュリティ責任者)

第8条 住基ネットのセキュリティ対策に関する最高責任者として、最高情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者は、副市長をもって充てる。

(統括情報セキュリティ責任者)

第9条 住基ネットのセキュリティ対策について、最高情報セキュリティ責任者を補佐し、必要な措置を講ずるものとして、統括情報セキュリティ責任者を置く。

2 統括情報セキュリティ責任者は、政策開発部長をもって充てる。

(情報セキュリティ責任者)

第10条 住基ネットのセキュリティ対策を統括管理するものとして、情報セキュリティ責任者を置く。

2 情報セキュリティ責任者は、市民部長をもって充てる。

(情報セキュリティ管理者)

第11条 住基ネットのセキュリティ対策の運用に関する管理者として、情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者は、市民課長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理者は、本人確認情報及び情報資産を適正に管理するため、本人確認情報及び情報資産の盗聴・不正アクセス・改ざん、入力ミス・操作ミス等の過失、火災・地震等の災害、盗難、故障等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム責任者)

第12条 住基ネットのシステム及びネットワークの運用を適正に管理するため、情報システム責任者を置く。

2 情報システム責任者は、DX 戦略課長をもって充てる。

(郡山市情報セキュリティ会議)

第13条 セキュリティの対策及びその見直し、本人確認情報保護の遵守状況の確認、緊急時の対応等について協議するため、郡山市情報セキュリティ会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括情報セキュリティ責任者

(2) 情報システム責任者

(3) 情報セキュリティ責任者

(4) 情報セキュリティ管理者

3 会議は、最高情報セキュリティ責任者が招集し、最高情報セキュリティ責任者が議長となる。

4 最高情報セキュリティ責任者は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(本人確認情報のセキュリティ対策)

第14条 情報セキュリティ管理者は、本人確認情報のセキュリティを確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 本人確認情報処理事務に関する記録媒体の保存・廃棄を適正に実施するための必要な措置

(2) 本人確認情報の提供を適正に実施するための必要な措置

(3) 本人確認情報の消去を適正に実施するための必要な措置

(4) 本人確認情報の漏えい、滅失及びき損を防止するための措置

(適正な管理)

第15条 情報セキュリティ管理者は、本人確認情報処理事務に係る端末装置等を設置する場所への入退室、本人確認情報処理事務に係る端末機の操作手続き等に関して、適正な管理を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(遵守状況の確認)

第 16 条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ対策の遵守状況について、適切に行われているか確認しなければならない。

(緊急時における対策)

第 17 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報システムの障害により住民サービスが停止する場合又は不正行為により本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合(以下「緊急時」という。)は、被害を未然に防ぎ、又は被害の拡大を防止し、早急な復旧を図るため、迅速かつ適切な対応を行うため、連絡手段及び対処方法を定めた緊急時対応計画書を作成し、委員及び従事者に周知徹底するものとする。

(秘密保持義務)

第 18 条 本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(従事者への啓発)

第 19 条 情報セキュリティ管理者は、従事者に対し本人確認情報を扱うことの重要性に鑑み、このシステムの適正な管理に係る意識の啓発のために必要な措置を講ずるものとする。

(評価及び見直し)

第 20 条 住基ネットの企画、開発、運用におけるセキュリティ対策について評価し、適正な見直しを行う等住基ネットの改善に努めるものとする。

(管理業務等の委託)

第 21 条 住基ネットの開発、変更、運用、保守等に係る業務(以下「管理業務」という。)を委託する場合は、社会信用、能力、実績等を考慮し、委託先事業者を選出しなければならない。

2 管理業務を委託する場合は、情報資産の保護のため次に掲げる事項を委託先事業者と取り交わすものとする。

- (1) 法第 30 条の 26 第 2 項に規定する秘密保持義務に関する事項
- (2) 法第 36 条の 2 第 2 項に規定する本人確認情報の安全確保に関する事項
- (3) 意識の啓発及び教育に関する事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 法令の遵守に関する事項
- (6) 委託事業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合の制限、事前申請及び承認に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置に関する事項

3 委託先事業者に対し、適切な監督を行うものとする。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、その他その執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。